称 ハーモニータウン地区地区計画
置 津市上浜町四丁目及び上浜町五丁目地内
積 約17．Oha

地区計画の目標
当地区は，最寄り駅である近鉄江戸橋駅から約O．2kmに位置し，近鉄名古屋線とJR紀勢本線に囲まれた工場跡地において宅地開発が行なわ れ，低層住宅地として土地利用が転換されたため，地区計画の策定によ り建築物の用途混在を防止し，快適な住環境を確保することを目標とす る。

土地利用の方針 良好な住宅市街地の形成を図るため，2つの地区を設定し，計画的に土地利用を図る。
（1）低層住宅専用地区•••戸建て住宅地として良質な低層住宅地とする。
（2）低層住宅地区••••戸建て住宅を主として現状の土地利用に即し た低層住宅地とする

地区施設の整備方針 宅地開発事業により道路•公園等の地区施設が配置されており，その機能•環境が損なわれないように維持•保全を図る。

建築物等の整備方針 建築物の用途の制限，建築物の高さの最高限度等を定め，快適な住環境の形成を図る。

建築物等に関する事項
建築物等の用途の制限
建築基準法別表第2に掲げる次の建築物以外は，建築してはならない。
（1）低層住宅専用地区
1）別表第2（い）第一号
2）別表第2（い）第二号
3）別表第2（い）第四号
4）前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第百三十条の五で定めるもの を除く。）
（2）低層住宅地区
1）別表第2（い）第一号
2）別表第2（い）第二号
3）別表第2（3）第二号のうち学習塾，華道教室，囲碁教室その他これらに類する施設
4）前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第百三十条の五で定めるもの を除く。）

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（建ぺい率）
$6 / 10$

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度（容積率）
$10 / 10$

建築物等の高さの最高限度
高さ1 Om


